

重点(7) 特別支援教育の充実

※R7「下北の教育」(案)

発達障がいを含む障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 校内支援体制の充実

- ・校長のリーダーシップの下、学校全体で行う支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーターを中心に校内、関係機関、保護者及び校種間の連携を密にした計画的・継続的な支援を行う。
- ★校内委員会等を設置し、個別の指導計画等を用いながら指導・支援の方策を具体化したり、評価したりするなどして、全校的な教育支援体制の充実を図る。(通常の学級を含める)
- ・特別支援学級に在籍したり通級による指導を受けたりしている児童生徒については、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切に教育課程を編成する。
- ・外部専門家との連携、特別支援教育巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能の活用などによる専門的な助言等を教職員間で共有し、実践する。

※外部専門家…専門の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等、各分野の専門家のこと（SC、SSW、特別支援教育を専門とする大学教授等も含む）

2 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

- ・幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で、一貫した適切な支援を行うための個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用する。
- ①児童生徒の状況（障がいや発達の状況等）、取り巻く環境、本人及び保護者の希望などについて、本人、保護者、関係機関と連携して把握する。
- ②保護者の意見を十分に踏まえ、本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。
- ③評価の時期（1～3年を目安に）を適切に定め、評価日までに達成可能な長期目標を設定する。
- ④医療、福祉、保健、労働等の関係機関の専門性を確認し、支援内容及び役割を明確にする。
- ⑤支援の目標、内容、合理的配慮等について確実に評価することで、計画の見直しを図りながら一貫した支援を行う。
- ⑥計画の内容については、個別の指導計画作成に生かすとともに、就学や進学、転入学の際に、学校相互間や関係機関との引継ぎ等で活用する。

3 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

- ・個々の障がいの状態、学習の習得状況、生活年齢等の児童生徒の実態に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。
- ①目標を達成できたかどうかを客観的に評価できる表現で短期目標を設定する。
- ②各教科等において、計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、児童生徒の変容を記録に残す。
- ③自立活動において、児童生徒の実態に基づき指導内容を設定し、学習活動及び児童生徒の変容を記録に残す。
- ④短期目標に対する到達度及び教師の指導・支援の手立てについて、校内委員会等において定期的に評価し、教職員間で共有するとともに、指導の改善に生かす。
- ⑤就学や進学、転入学の際に、学校相互間の引継ぎ等で活用する。

4 交流及び共同学習による相互理解の促進

- ・通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習は、児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、双方にとって効果的な学習活動を設定し、組織的、計画的、継続的に実施する。
- ・居住地校交流における交流及び共同学習は、双方の学校が十分に連絡を取り合い、各学校の実態と個々の障がいの状態等に応じた配慮を行うなどして、組織的、計画的、継続的に実施する。